

関東森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日:平成22年5月10日)

開催日及び場所	平成22年4月22日(木) 書面審議		
委員	淵上勇次郎(委員長・高崎商科大学学長) 石井彰慈(高崎商科大学教授) 高田敏明(弁護士) 松岡 正(群馬県立農林大学校教授)		
審議対象期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日		
審議対象案件	60 件	うち、1者応札案件	14 件
	契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
抽出案件内訳	① 平成21年度に実施したの森林病虫害等(松くい、カシナガ、シカ等すべて)の防除に係る事業 56件 ② ①以外の平成21年度に実施した事業で、都道府県森林組合連合会が入札により落札した事業 4件		
(特記事項)	今回の入札監視委員会は、鳥取県の市町村が発注する森林病虫害防除事業において、独占禁止法違反(入札価格の事前調整)を疑われる事案が発生したことを受け、国有林野事業における同種の事業に係る契約についての点検及び都道府県の森林組合連合会が入札により落札した事業の契約についての点検を行うものである。		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等	
	1 1年間の関東森林管理局全体の資料だけで、入札談合の疑いがあるかないかを判断するのは無理がある。鳥取県の事例でも明らかなどおり、談合は原則として継続的に行われるものであり、経時的な分析をしないと判断できない。 所与の資料・情報だけで独占禁止法違反の疑いありと決めつけることはできないと判断する。 基本的には、特に不審と思われる案件は見あたらない。	今回の入札監視委員会は、鳥取県の市町村が発注する森林病虫害防除事業において、独占禁止法違反(入札価格の事前調整)を疑われる事案が発生したことを受け、21年度の国有林野事業における同種の事業に係る契約についての点検及び都道府県の森林組合連合会が入札により落札した事業の契約について点検したものである。 今回は緊急的開催であり、ご指摘のように談合の疑いがあるかどうかの分析するに足りる、数年に渡った経時的な資料の準備はできなかった。	
	2 空中散布事業については、競争業者数、入札参加者数が極めて少なく、落札率も比較的高くなっている。単に競争性が低いかもかもしれない。競争性を高めるためには例えば、磐城地区松くい虫防除事業と相双地区松くい虫防除事業とを一括発注する等の工夫が必要である。	空中散布に係る事業については、事業者がある程度限定されてくるが、同種事業と一括発注するなど競争性を高める工夫を行った発注に努めていきたい。	
	3 地上散布事業についても入札参加者が極めて限られ、落札率も1件を除き比較的高くなっている。ただし、このことだけでは同様に何とも言えない。競争事業者数は署内の森林組合が落札しているものもあるので空中散布事業と比べて多いと推定されるがその効果は限定的である。		
	4 樹幹注入事業については、競争が行われたものが多く、落札率も低いので談合のおそれは少ないと言える。 山梨森林管理事務所における樹幹注入事業の3件については、いずれも同じ業者が落札し、いずれも落札率が50%を割っている。 入札申込者、応札者は6、5、4で入札金額は、トップからそれぞれ40万円～20万円差で並んでおり、最後の者でも落札率は60%台に入っている。 この中の2業者は、他の樹幹注入事業に参加し90%台で応札しており、見積もりはしっかりしていると思われるが、今回はいずれも50%で応札している。 普通に考えると落札者の金額だけが50%を割り、2位以下が大きく離れて80～90%付近に重なるように考えられるが、競争の激化次第でいろいろなケースがあると感じた。	樹幹注入事業に係る山梨森林管理所発注の3件について、特に1件は落札率が48.5%で低入札案件に該当したところであるが、調査したところこれらの契約で落札した〇〇〇は、薬剤について、直接薬剤業者から仕入れができることから、価格を抑えることができたと聞いている。また磐城森林管理署発注の契約についても落札率が59.3%と低いことから、〇〇〇についても上記の理由から入札価格も低く設定でき、落札率も低くなったと考えられる。 また、当該事業箇所の周辺民有林を受注していることも理由のようである。	

	<p>5 シカ、獣害防護柵、獣害防除等は、地域によりかなりのバラツキが見られる。競争性が低く、しかも落札率の高い地域(今回で言えば利根沼田、吾妻)については、慎重に推移を見守る必要がある。</p>	
	<p>6 森林組合連合会関係では、管内は茨城県森林組合連合会のみが該当している。 同連合会が落札した造林請負事業は入札者のメンバーが似通っており、落札率も高い。今後の推移を見守る必要がある。 森林組合連合会関係について、特に不審であると感じるものはなかった。</p>	<p>事業により、4～6者の複数応札もあり、森林組合以外(民間会社)からの入札参加もあったところであり、入札筆記書などからも、競争性は確保されているものとする。 今回の調査対象案件について、公正入札調査委員会には入札談合に関する情報は無く、また発注者綱紀保持委員会に第三者から不当な働きかけについての報告もなかったところである。 また、署担当者が関係者からの聞き取りを行ったが、これらの契約について談合の情報は確認できなかったとのことである。</p>
	<p>7 入札談合の疑いについて判断するには、次のことが必要である。 (1) 全国を市場とすると想定されるものについては、林野庁発注の全物件、あるいは、地方自治体発注のものも含めた物件について経時的に分析すること。 (2) 地域的な市場である場合には、当該地域、対象物件を特定した上で、同様に経時的に分析すること。 (3) 連合会案件については、森林組合、協同組合等の他の入札参加者との関係について分析し、競争性の有無について、同様に経時的に検討すること。</p>	<p>今回の臨時入札監視委員会については、鳥取事案に端を発した緊急的な開催であったため、経時的な分析資料の準備までできなかったところである。 今回の調査対象案件について、公正入札調査委員会には入札談合に関する情報は無く、また発注者綱紀保持委員会に第三者から不当な働きかけについての報告もなかったところである。 また、署担当者が関係者からの聞き取りを行ったが、これらの契約について談合の情報は確認できなかったとのことである。</p>
	<p>8 落札率が高い傾向、応札者数(一者応札)については、従前の推移や諸事情、入札条件の書き方などを含め、あらゆる角度から検討する必要があると考える。 今後、落札率が高いことから競争性、透明性の確保がより一層重要になるとと思われる。</p>	
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	